

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(未成年者の国内航空便搭乗時の陰性証明)**

2021年11月10日
在ギリシャ日本国大使館

11月8日(月)に、ギリシャ政府による国内制限措置の延長と一部変更について当館からお知らせさせていただきましたが、これに伴い、ギリシャ民間航空局は、未成年者の国内航空便搭乗時における陰性証明について、従来の4歳から11歳に加え、12歳から17歳についても、出発前24時間以内のセルフテストによる陰性申告書でも可とすると発表しました。(4歳未満については、証明書は不要です。)
なお、4歳から17歳の未成年者については、フェリー乗船時や郡外移動する場合の公共交通機関(鉄道、長距離バス、タクシー等)利用時においても、セルフテストによる陰性申告書でも可とされています。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp